

社保審一介護給付費分科会	
第 235 回 (R5.12.11)	資料 2 - 1

第 233 回介護給付費分科会でのご意見を踏まえた審議報告記載事項の見直し案

**④生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化**  
**【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護】**

テクノロジーの活用等により介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を推進する観点から、令和 4 年度及び令和 5 年度に実施された介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業の結果等も踏まえ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（以下「委員会」という。）において、生産性向上の取組に当たって必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等のテクノロジーの複数活用（(2)④と同じ）及び職員間の適切な役割分担の取組等により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設について、以下の見直しを行う。

ア 当該指定特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が 3（要支援者の場合は 10）又はその端数を増すごとに 0.9 以上であること」とすることとする。なお、本基準の適用に当たっては、イの試行を行った結果として指定権者に届け出た人員配置を限度として運用することとする。

イ 人員配置基準の特例的な柔軟化の申請に当たっては、テクノロジーの活用や職員間の適切な役割分担の取組等の開始後、これらを少なくとも 3 か月以上試行し（試行期間中においては通常の人員配置基準を遵守すること）、現場職員の意見が適切に反映できるよう、実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会において安全対策や介護サービスの質の確保、職員の負担軽減が行われていることをデータ等で確認するとともに、当該データを指定権者に提出することとする。

ウ 安全対策としては以下を実施することとする。

- i 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ii 緊急時の体制整備（近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等）
- iii 機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）
- iv 職員に対する必要な研修
- v 訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

エ 介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることの確認については、試行前後を比較することにより、以下の事項が確認される必要があるものであること。

- i 介護職員の総業務時間に占める利用者のケアに当てる時間の割合が増加していること
  - ii 利用者の満足度等に係る指標において、著しい悪化が見られないこと
  - iii 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間が短縮していること
  - iv 介護職員の心理的負担等に係る指標において、著しい悪化が見られないこと
- オ 柔軟化された人員配置基準の適用後、一定期間ごとに、エの事項について、指定権者に状況の報告を行うものとする。また、届け出た人員配置より少ない人員配置を行う場合には、改めて試行を行い、必要な届出をするものとする。なお、過去一定の期間の間に行政指導等を受けている場合は、当該指導等に係る事項について改善している旨を指定権者に届け出ることとする。

## 令和3年度に導入した場合の夜間の夜間における見守り機器等を導入した場

社保審-介護給付費分科会  
第233回R5.11.30 資料3を加工

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護★】

- 介護老人福祉施設等の夜間の人員配置基準について、令和2年度に実施した介護ロボットの導入効果に関する実証結果を踏まえつつ、職員の負担軽減や職員毎の効率化のばらつきに配慮して、見守り機器やインカム等のICTを導入する場合の従来型における夜間の人員配置基準を緩和する。【告示改正】

### 算定要件等

※併設型短期入所生活介護（従来型）も同様の改定

- 介護老人福祉施設（従来型）の夜間の人員配置基準の緩和にあたっては、利用者数の狭間で急激に職員人員体制の変更が生じないよう配慮して、現行の配置人員数が2人以上に限り、1日あたりの配置人員数として、常勤換算方式による配置要件に変更する。ただし、配置人員数は常時1人以上（利用者数が61人以上の場合は常時2人以上）配置することとする。

現行	
利用者数25以下	1人以上
利用者数26～60	2人以上
利用者数61～80	3人以上
利用者数81～100	4人以上
配置人員数	4に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

見直し案	
利用者数25以下	1人以上
利用者数26～60	1.6人以上
利用者数61～80	2.4人以上
利用者数81～100	3.2人以上
配置人員数	3.2に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに0.8を加えて得た数以上

### (要件)

- ・施設内の全床に見守り機器を導入していること
- ・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること
- ・安全体制を確保していること（※）

### ※安全体制の確保の具体的な要件

- ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置
- ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③緊急時の体制整備(近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等)
- ④機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む)
- ⑤職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施
- ⑥夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

- 見守り機器やICT導入後、上記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会（具体的要件①）において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。